



福島医発第 3332 号 (地)

令和 4 年 3 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A (Vol. 2)
(令和 4 年 2 月 22 日)」の送付について

介護職員の処遇改善支援補助金については、令和 4 年 2 月 8 日付け福島医発第 3108 号 (地) 文書においてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A (Vol. 2) が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありました。

本事務連絡では、令和 4 年 2 月分及び 3 月分について一時金で賃金改善を行った場合、当該対応が、同年 4 月分以降に行うベースアップ等による賃金改善を見越した対応である場合には、2 月分及び 3 月分の一時金による賃金改善のうち、同年 4 月分から 9 月分までの間のベースアップ等による賃金改善分に相当する額をベースアップ等による賃金改善分に含めることとして差し支えない旨の内容等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 161)

令和 4 年 2 月 25 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A (Vol. 2) (令和4年2月22日)」
の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員処遇改善支援補助金については、「「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A(令和4年1月31日)」の送付について」(令和4年2月3日付(介148))等にてご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A (Vol. 2) が発出されましたので、情報提供申し上げます。

本事務連絡では、令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合、当該対応が、同年4月分以降に行うベースアップ等による賃金改善を見越した対応である場合には、2月分及び3月分の一時金による賃金改善のうち、同年4月分から9月分までの間のベースアップ等による賃金改善分に相当する額をベースアップ等による賃金改善分に含めることとして差し支えない旨の内容等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報Vol. 1037

「介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A (Vol. 2) (令和4年2月22日)」
の送付について (令4. 2. 22 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護職員処遇改善支援補助金に関する
Q & A（Vol.2）（令和4年2月22日）」

の送付について

計 2 枚（本紙を除く）

Vol.1037

令和4年2月22日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3949、3989)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和4年2月22日

各都道府県 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 2）（令和4年2月22日）」
の送付について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 2）（令和4年2月22日）」を送付いたしますので、貴県におかれましては、御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

問1 令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合、当該改善分をベースアップ等による賃金改善として取り扱うことは可能か。

(答)

令和4年2月分及び3月分について一時金で賃金改善を行った場合においても、当該対応が、単に就業規則等の改定がなされていないことのみの違いであるなど、同年4月分以降に行うベースアップ等による賃金改善を見越した対応である場合には、2月分及び3月分の一時金による賃金改善のうち、同年4月分から9月分までの間のベースアップ等による賃金改善分に相当する額をベースアップ等による賃金改善分に含めることとして差し支えない。

<例>

4月以降のベースアップ等による賃金改善額の平均が各月7,000円であって、2月分及び3月分の一時金による賃金改善が18,000円である場合、ベースアップ等による賃金改善分に含めることが可能なのは、2か月分の14,000円(7,000円×2)までとなる。

問2 本事業における補助金の支出事務について、都道府県から国保連合会に委託することは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第165条の3第1項により、認められるか。

(答)

地方自治法施行令第161条第1項第12号に規定する「非常災害のため即時支払を必要とする経費」に該当するものとして認められる。

なお、本件については、総務省自治行政局行政課と協議済みである。